

## いばらき身障者等用駐車場利用証交付基準

次の（１），（２）いずれかの基準に該当し、かつ歩行困難な方

（１） 歩行が困難な方でかつ身体障害者・・・身体障害者手帳を確認

区 分		等 級
視覚障害		４級以上
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	３級以上
	平衡機能障害	５級以上
肢体不自由	上肢	２級以上
	下肢	６級以上
	体幹	５級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能
移動機能		６級以上
内部障害	心臓機能障害	４級以上
	じん臓機能障害	４級以上
	呼吸器機能障害	４級以上
	ぼうこう又は直腸の機能障害	４級以上
	小腸機能障害	４級以上
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	４級以上
	肝臓機能障害	４級以上

（２） 歩行が困難な方でかつ（１）以外の対象者・・・以下の各手帳等を確認

知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」及び「㊤」
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「１級」の方
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護１」以上の方
難病患者	一般特定疾患医療受給者証を交付された方 小児慢性特定疾患受診券を交付された方
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で妊娠 7 ヶ月～産後 6 ヶ月の方